

【B類疾病の定期接種】

予防接種健康被害救済制度 請求書類

(遺族年金、遺族一時金、葬祭料)

■遺族年金、遺族一時金、葬祭料の請求に必要なもの

請求書類等	注意事項
遺族年金・遺族一時金請求書（様式 9-(1)）	
葬祭料請求書(様式 10)	
死亡診断書、死体検案書等	
※1 埋葬許可証等の写し	請求者が死亡した方について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類（埋葬許可証のほか、火葬許可証、葬儀の領収書、葬儀案内状等の写しでも可能）
接種済証の写し	接種済証など受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類
診療録等の写し	予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
※2 住民票等の写し	<p>【遺族年金】</p> <p>請求者が死亡した者の死亡の当時そのものによって生計を維持していたことを証する住民票等の写し（課税証明書等）</p> <p>【遺族一時金】</p> <p>請求者が配偶者以外の場合は、死亡した方の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票その他の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡者と請求者が同一世帯の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票 ●死亡者と請求者が同一世帯でない場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票 (2) 生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書 <p>ただし、以下のものを提出した場合には (2) を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者と請求者が健康保険等の扶養の関係であったことが分かる書類（健康保険証等の写し） ・死亡者か請求者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことが分かる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し等） ・生活費を一部負担していたことを裏付けることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し）
戸籍謄本	請求者と死亡した方との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本
その他	請求者が死亡した方と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面
※3 経過等記録書	被接種者の既往症や健康被害までの経過等を記入する

※1 遺族年金・遺族一時金のみ請求の場合は不要です。

※2 葬祭料のみ請求の場合は不要です。

※3 国への申請書類ではありませんが、健康被害の状況等を確認させていただくため、ご記入をお願いいたします。

■請求者について

【遺族年金】

- ・10年を限度として、予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族が請求できます。請求出来る方および順位は、接種を受けたことにより亡くなった方の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順となります。なお、同順位の遺族が2人以上ある場合は、その人数で除して得た額となります。

【遺族一時金】

- ・予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡当時遺族年金を受けることができる遺族がいない場合、または遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金を請求しないで死亡した場合にその遺族が請求できます。請求出来る方および順位は、接種を受けたことにより亡くなった方の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順となります。ただし、配偶者以外の方が請求する場合、亡くなった方の、亡くなられた当時に生計を同じくしていた方に限ります。なお、同順位の遺族が2人以上ある場合は、その人数で除して得た額となります。

【葬祭料】

- ・接種を受けたことにより亡くなった方の葬祭を行う方となります。

■請求期限

- ・死亡の時から5年。ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には2年。

■請求にあたっての留意点

- ・診断書の作成や診療録等の写しについて、文書料等の費用がかかる場合がありますが、請求者本人のご負担となります。（本救済制度の対象外となります。）
- ・上記書類は最低限必要とされるものであり、本市で開催する検討委員会や、厚生労働省にて開催される審査会において、確認のため追加で資料の提出を求める場合があります。
- ・ご請求いただいてから決定されるまで1年以上かかることもあり、また、必ず認定されるとは限りません。（否認の場合もあります。）